

西尾市民病院改革プラン(案)の概要

団 体 名	愛知県西尾市						
プ ラ ン の 名 称	西尾市民病院改革プラン(将来計画)						
策 定 日	平成	21年	3月	31日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	25年度		
病院の現状	病 院 名	西尾市民病院					
	所 在 地	愛知県西尾市熊味町上泡原6番地					
	病 床 数	一般 400床					
	診 療 科 目	内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・呼吸器外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・放射線科・リハビリテーション科・麻酔科・精神科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)	<p>○西三河南部地域の安心・安全のための中核病院として、特別な疾病を除き対応可能な医療機能を確保する。具体的には、2次救急医療を担うほか、がん等の専門医療、地域内の民間医療機関では提供できない高度な医療を担う。</p> <p>○広域二次救急医療圏衣浦西尾地域の2次救急病院としての役割を果たす。</p> <p>○災害拠点病院として、大規模地震災害などの発生時に対応可能な病院機能を担う。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)	<p>○繰出基準に関する総務省通知の考えに基づき、項目ごとの算定を基本とし、一般会計が負担をする。</p> <p>【項目】 病院の建設改良、救急医療、高度医療、小児医療、リハビリテーション医療、医師及び看護師等の研究研修、保健衛生行政事務、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担金、院内保育所の運営、地方公営企業職員に係る児童手当</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	90.0	92.1	92.5	93.0	94.2	
	職員給与費比率(%)	62.8	63.7	63.3	63.0	62.2	
	病床利用率(%)	84.4	85.5	85.0	86.2	87.5	
	医業収支比率(%)	87.9	87.6	88.8	89.9	91.9	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	35,591	36,000	38,500	39,300	40,000	単位:円
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	9,120	9,400	9,900	10,300	10,700	単位:円
上記目標数値設定の考え方	<p>○任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:25年度)</p>						

				団体名 (病院名)	愛知県西尾市 (西尾市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日あたり入院患者数(人)		338	342	340	345	350	
1日あたり外来患者数(人)		1,077	1,050	1,020	1,040	1,060	
手術件数(手術室件数)		2,261	2,700	2,800	2,900	3,000	年間延べ件数
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○医事・企画担当職員の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・医療制度、診療報酬制度の精通した職員を養成する。 ・民間病院などの有能な人材を公募などによりキャリア採用する。 					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○病棟の再編 <ul style="list-style-type: none"> ・急性期の入院中心の医療を実施するため、7対1看護配置基準の実施をする。 ・現行病床数の400床が適当かどうかを含めて、病棟機能の見直しを行う。また、慢性期病床の確保については、地域医師会と協議し方針を決定する。 					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○診療手当の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・医師以外の診療手当の廃止や医師に対する診療手当、研究手当の配分方法の見直し、研究研修費の充実。 ○材料費の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・薬品費の院外処方箋発行率80%台を維持、また、ジェネリック薬品の積極的に採用する。 ・診療材料費では、SPDシステムの適正な運用、物品単価を職員に周知し無駄な使用、使用ミスによる廃棄、紛失の防止を行う。購入方法は、適正価格の調査や近隣病院と共通使用の薬品等について共同購入を検討する。 ○委託業務の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を精査し、無駄な業務を委託していないか点検する 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○7対1看護配置基準を取得し、入院基本料収入の増加を図る。 ○良質な医療の提供と収益性の向上を図るため、診療報酬制度に的確に対応し、DPCを取得する。 ○地域の診療所との連携、機能分担の強化により、診療単価の増加を図る。 ○クリティカルパス(治療計画書)を用いた適切な医療提供を行い地域の医療・保健・福祉サービスと連携し、平均在院日数の短縮を行う。 ○未収金対策…未収金対策委員会を設置し、病院全体で未収金の回収、発生予防に取り組む。 ○不用財産の処分…老朽化した1戸建て医師公舎は廃止、その跡地の売却する。院内 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○クレジットカードによる医療費の支払システムの実施。(平成20年度) ○医師の超過勤務を軽減するため医療補助者を配置し、医師の負担を軽減させる。 					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	89.6%	18年度	90.3%	19年度	84.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○施設の増改築計画 平成21年度に、救急外来診察室の拡充、化学療法室等の整備を行う計画。					

団体名
(病院名)

愛知県西尾市
(西尾市民病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する西三河南部医療圏内の主な病院は、公的病院4病院、民間病院2病院所在している。 公的病院では、岡崎市民病院(岡崎市650床)、愛知県がんセンター愛知病院(岡崎市276床)、碧南市民病院(碧南市330床)、安城更正病院(安城市692床)の4病院。 民間病院では、八千代病院(安城市320床)、刈谷豊田総合病院(刈谷市607床)の2病院	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域医療連携検討ワーキンググループの検討の結果、公立病院は、地域における基幹的な公立医療機関として、地域医療の確保という重要な役割を担っているが、医師不足などにより、やむなく診療制限をしている病院もでてきている。 厳しい経営環境の中、不採算部門でもある「過疎対策、救急医療、高度・先進医療の確保」など公立病院の役割を果たしていく必要がある。	
経営形態見直しに係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 安城更生病院や碧南市民病院との役割分担、連携を深め、外部有識者を含む「西尾市民病院改革プラン評価委員会(仮称)」で検討を行う。 検討・協議時期については、平成23年度とする。	<内容> ・広域2次救急医療圏衣浦西尾地域の2次救急病院としての役割を果たす。
	経営形態の現況 (該当箇所には☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
経営形態見直しに係る計画	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所には☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 詳細は別紙添付 1 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年度以降	<内容> ・当面は、市民病院が担うべき公共性を重視し、現行制度での病院経営の健全化を進める。 ・病院経営の自主性、診療機能をさらに高めるため、次の段階として、法の全部適用又は独立行政法人化への移行を検討する。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	「西尾市民病院改革評価委員会(仮称)」を設立し、毎年度の決算と併せて改革プランの取組み状況の点検・評価・公表を行う。また、改革プランの内容の変更等に際しても当委員会において審議し、意見等を反映させる仕組みとする。 <構成メンバー> 副市長、副院長、企画部長、総務部長、福祉部長、市民病院事務部長、消防長、外部有識者	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年3月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	西尾市(西尾市民病院)
--------------	-------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	7,437	7,038	7,154	7,488	7,808	8,123
	(1) 料 金 収 入	7,164	6,798	6,908	7,242	7,562	7,877
	(2) そ の 他	273	240	246	246	246	246
	うち他会計負担金	100	95	101	101	101	101
	2. 医 業 外 収 益	581	599	698	644	597	527
	(1) 他会計負担金・補助金	508	526	627	574	527	458
	(2) 国 (県) 補 助 金	25	25	25	25	25	25
	(3) そ の 他	48	48	46	45	45	44
	経 常 収 益 (A)	8,018	7,637	7,852	8,132	8,405	8,650
	入	1. 医 業 費 用 b	8,165	8,008	8,170	8,433	8,684
(1) 職 員 給 与 費 c		4,539	4,423	4,556	4,738	4,917	5,050
(2) 材 料 費		1,805	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745
(3) 経 費		1,389	1,423	1,423	1,437	1,451	1,466
(4) 減 価 償 却 費		380	371	401	467	523	531
(5) そ の 他		52	46	45	46	48	46
2. 医 業 外 費 用		411	393	356	361	357	340
(1) 支 払 利 息		232	220	209	210	202	186
(2) そ の 他		179	173	147	151	155	154
経 常 費 用 (B)		8,576	8,401	8,526	8,794	9,041	9,178
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-558	-764	-674	-662	-636	-528	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	239					
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益(D)-(E) (F)	239					
純 損 益 (C)+(F)	-319	-764	-674	-662	-636	-528	
累 積 欠 損 金 (G)	2,070	2,835	3,509	4,171	4,807	5,335	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	2,754	2,446	2,320	2,276	2,318	2,475
	流 動 負 債 (イ)	626	915	915	915	915	915
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ) {(イ)-(エ)} -{(ア)-(ウ)}	-2128	-1531	-1405	-1361	-1403	-1560	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	4	597	126	44	▲ 42	▲ 157	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	93.5	90.9	92.1	92.5	93.0	94.2	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.1	87.9	87.6	88.8	89.9	91.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	61.0	62.8	63.7	63.3	63.0	62.2	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	90.3	84.4	85.5	85.0	86.2	87.5	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債		271	990	598	50	
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	250	248	258	325	372	441
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他	27	3				
	収入計 (a)	277	522	1,248	923	422	441
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	277	522	1,248	923	422	441	
支 出	1. 建設改良費	138	418	1,194	792	245	195
	2. 企業債償還金	251	264	277	395	446	530
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	389	682	1,471	1,187	691	725
差引不足額 (B)-(A) (C)		112	160	223	264	269	284
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	112	160	223	264	269	284
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)		112	160	223	264	269	284
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0) 608,528	(0) 620,846	(0) 728,096	(0) 674,920	(0) 628,273	(0) 558,584
資本的収支	(0) 250,289	(0) 247,987	(0) 257,612	(0) 325,080	(0) 321,727	(0) 441,416
合計	(0) 858,817	(0) 868,833	(0) 985,708	(0) 1,000,000	(0) 950,000	(0) 1,000,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。